

宇農再第 51 号
令和 3 年 6 月 24 日

各 位

宇都宮市農業再生協議会
会 長 横松 久夫
(会長印省略)

令和 3 年度飼料作物助成にかかる関係書類の提出について

標記の件について、別紙「飼料作物助成の概要」を確認いただき、要件を満たしている方は、助成対象となりますので、下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

記

1 助成対象者及び取組要件

別紙「飼料作物助成の概要」参照

2 提出書類

飼料作物助成における利用供給協定書「写し」(コピーでの提出をお願いします。)

※自家利用の場合は、自家利用計画書「写し」を提出して下さい。

※利用供給協定書・自家利用計画書が未提出の場合、交付金は支払われませんので、必ず提出してください。

3 提出期限

令和 3 年 7 月 9 日(金)

4 提出先

宇都宮市農業再生協議会事務局

〒320-8540

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号 農林生産流通課内

5 その他

同封の返信用封筒を使用し提出してください。(切手不要)

《問合せ先》

宇都宮市農業再生協議会事務局

(宇都宮市農林生産流通課内)

担当：釜井

TEL：632-2458

別紙「飼料作物助成の概要」

〈助成要件〉

1 助成対象者

販売目的又は自家消費で飼料作物を生産する農業者・集落営農

○ 飼料作物

青刈りとうもろこし，子実用とうもろこし，ソルガム，イタリアンライグラス

飼料用ライ麦，飼料用エン麦，永年性牧草，その他一年生牧草，その他飼料用専用品種

2 取組要件

畜産を営業者との利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供給する目的で生産する場合は，自家利用計画書を策定していること。

a 1年間以上を期間とする利用供給協定書が締結されていること。

b 刈り取り時期は利用供給協定書・自家利用計画書に定める時期とすること。

3 交付単価

35,000円／10a

※利用供給協定書・自家利用計画書が未提出の場合交付金は支払われませんので，ご注意ください。